

議案第 21 号

宝塚市市税条例等の一部を改正する条例について

資料 2 現行の自動車取得税（軽自動車）と新たに創設される環境性能割との違いについて

項 目	自動車取得税	環境性能割
1 課税主体	・ 県	・ 市
2 課税標準	・ 自動車を購入したときに賦課される税金で、通常の取得価格が 50 万円以上の車（中古車も含む）に課税	・ 同左
3 税率	・ 2.0%	・ 同左
	<p>・ ハイブリッド車・電気自動車などの燃費性能により税率に優遇制度あり（新車に限る。）</p> <p>① 平成 32 年度燃費性能基準+20%達成車 非課税</p> <p>② 平成 32 年度燃費性能基準+10%達成車 0.4%</p> <p>③ 平成 32 年度燃費性能基準 0.8%</p> <p>④ 平成 27 年度燃費性能基準+10%達成車 1.2%</p> <p>⑤ 平成 27 年度燃費性能基準+5%達成車 1.6%</p>	<p>・ ハイブリッド車・電気自動車などの燃費性能により税率が異なる（新車・中古車が対象）</p> <p>① 同左 非課税</p> <p>② 同左 非課税</p> <p>③ 同左 1.0%</p> <p>④ 同左 2.0%</p> <p>⑤ 同左 2.0%</p> <p><u>*新車販売台数の約半分は非課税となる見通しで、現行の自動車取得税と比較すると全体では 200 億円ほどの減税となる見通し</u></p>
4 減免	・ 県の規定 障害者等が対象	・ 県の規定に基づき適応